

平成21年度内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成22年8月
内閣府

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成21年度における内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

(1) 総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
77 法人	26 法人	25 法人

(2) 改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
25 法人	18 法人	14 法人	20 法人	0 法人

[主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

(法人運営面)

- ・ 役員報酬規程の整備が不十分である。（←速やかに役員報酬規程を整備するよう指導。）
- ・ 会員の入退会規程の整備が不十分である。（←入退会規程を適切に整備するよう指導。）
- ・ 会費規程の整備が不十分である。（←会費規程を適切に整備するよう指導。）
- ・ 業務および財務等の資料の一般公開のためのホームページの整備が不十分である。（←一般公開のために必要な整備を進めるよう指導。）

(事業実施面)

- ・ 公益事業の事業規模が総支出額の2分の1未満である。（←公益事業の拡充を図る等を行い公共事業比率の改善を行うよう指導。）

(財務・会計面)

- ・ 会計処理規則の整備が不十分である。(←会計処理規則を適切に整備するよう指導。)
- ・ 会計処理組織が適切でない。(←規則等の必要な整備を行うよう指導。)
- ・ 事業費が総支出額の2分の1未満である。(←公益事業の拡充を図る等を行い事業費比率の改善を行うよう指導。)
- ・ 収支予算書に借入金限度額及び債務負担額の注記がなされていない。(←収支予算書に借入金限度額及び債務負担額を注記するよう指導。)
- ・ 正味財産の赤字又は減少傾向が見られる。(←減少傾向を改善するよう指導。)
- ・ 内部留保の水準が適正でない。(←内部留保水準を押し上げている要因を分析し、内部留保水準の適正化を図るよう指導。)

(3) 立入検査の実施状況 (平成19年度～平成21年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率 (%) (実施法人数/所管法人数×100)
77 法人	77 法人	100%

(注) 立入検査実施法人数は、平成19年度～平成21年度の3年間に立入検査を実施した法人の実数である。

<連絡先>

内閣府 大臣官房政策評価広報課 政策評価係 電話 03-5253-2111 (内線 82173) 03-3581-3921 (直通)
--